

# 平成26年度福岡県共通感染症発生状況等調査事業実施要領

## 第1 目的

動物における病原体の保有状況の調査を行い、人と動物の共通感染症（以下「共通感染症」という。）の発生状況を把握することで得られた結果等について、医療及び獣医療関係者並びに行政が共有し、人に感染した場合の迅速な診断につなげる等の共通感染症対策に資することを目的とする。

## 第2 実施主体

実施主体は、福岡県保健医療介護部保健衛生課（以下「保健衛生課」という。）とする。

## 第3 事業の実施

福岡県内に所在する動物診療施設のうち、公益社団法人福岡県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）から推薦を受けた動物診療施設（以下「協力動物病院」という。）、福岡県保健環境研究所（以下「保環研」という。）及びその他必要な関係機関等の協力を得て行う。

## 第4 検体採取機関の選定方法等

- (1) 保健衛生課は、県獣医師会に対し、協力動物病院の推薦について依頼を行う。
- (2) 県獣医師会は、「別紙1」に定める地域ごとに協力動物病院を選定し、保健衛生課に推薦する。

## 第5 調査等実施期間

- (1) 検体採取及び検査実施  
平成26年9月～平成26年12月
- (2) 検査結果の分析・評価  
平成27年1月～平成27年3月

## 第6 調査対象及び検査法等

本事業の対象疾病、対象動物及び検査方法等は、以下のとおりとする。

- (1) 対象疾病
  - ①サルモネラ症
  - ②カンピロバクター症
  - ③その他の食中毒細菌による感染症（但し、①及び②を除き網羅的リアルタイムPCR法「RFBS24」※により病原体等遺伝子等が検出できるものに限る。）  
※ 網羅的リアルタイムPCR法「RFBS24」とは、サルモネラ、カンピロバクター、ブドウ球菌、ウェルシュ菌、セレウス菌、腸炎ピブリオ、コレラ菌、リステリア菌、エルシニア、腸管出血性大腸菌等の病原体等遺伝子をリアルタイムPCRで検出する手法である。
  - ④重症熱性血小板減少症候群（以下「SFTS」という。）
- (2) 対象動物
  - ①サルモネラ症、カンピロバクター症、その他の食中毒細菌による感染症  
犬および猫の糞便
  - ②SFTS  
犬および猫に付着したマダニ

### (3) 検査方法等

#### ①サルモネラ症、カンピロバクター症

協力動物病院に、治療、予防接種、または一時預かり等の目的で来院する犬及び猫の糞便を採取し、当該感染症病原体の分離同定及び薬剤感受性試験を保環研で行う。併せて、網羅的リアルタイムPCR法「RFBS24」により糞便中の当該病原体等遺伝子の有無を確認する。

#### ②その他の食中毒細菌による感染症

協力動物病院に、治療、予防接種、または一時預かり等の目的で来院する犬及び猫の糞便を採取し、網羅的リアルタイムPCR法「RFBS24」によりその他の食中毒細菌の病原体等遺伝子の有無を確認する。病原体等遺伝子が検出された場合には、病原体の分離同定検査等を保環研で行うものとする。

#### ③SF T S

協力動物病院に、治療、予防接種、または一時預かり等の目的で来院する犬及び猫に付着しているマダニを採取し、ウイルスの保有状況についてリアルタイムPCR検査を保環研で行う。

※本調査における対象疾病等について

対象疾病	検査対象	検査法	検査機関	予定検体数
・サルモネラ症 ・カンピロバクター症	犬及び猫の糞便	・分離同定 ・薬剤感受性試験 ・遺伝子検査	保環研	犬：40件 猫：40件
・その他の食中毒細菌による感染症*		・遺伝子検査 ・必要に応じて分離同定を追加		
・SF T S	マダニ	・遺伝子検査		50件

※ サルモネラ症及びカンピロバクター症を除き、網羅的リアルタイムPCR法「RFBS24」により病原体等遺伝子が検出できるものに限る。

### (4) 予定検体数

#### ①サルモネラ症、カンピロバクター症及びその他の食中毒細菌による感染症

ア 犬の糞便 40 検体

イ 猫の糞便 40 検体

#### ②SF T S

マダニ類 50 検体

### (5) 検体採取及び搬入方法

詳細については、「別紙2」に定める。

## 第7 調査結果等の取扱い

### (1) 検査結果の報告

①各検体の検査結果について、保環研は、別紙様式「検体管理票」により保健衛生課あて報告する。

②検査結果について、保健衛生課は、協力動物病院に対し結果を還元する。

(2) 検査結果の分析・評価

- ①保健衛生課は、県獣医師会に対し、調査結果等の分析・評価の依頼を行う。
- ②保健衛生課は、県獣医師会が行った調査結果等の分析・評価を踏まえ「平成26年度福岡県共通感染症発生状況等調査事業報告書」(以下「結果報告書」という。)として取りまとめを行う。

(3) 情報提供

結果報告書については、福岡県共通感染症対策協議会において報告するとともに、公益社団法人福岡県医師会、公益社団法人福岡県獣医師会、保健所設置市、関係機関等に情報提供を行う。

## 第8 その他

本実施要領に定めるほか、必要な事項については保健衛生課長が定める。